## 第3章

# 国際学生の在留資格・資格外活動許可

- ▶ 在留資格 113
- ▶ 資格外活動許可の申請 116

## ざいりゅうしかく 在留資格

「監察学生のみなさんは、大学で教育を受けるという質節で日本への滞在が許可されています。日本 滞在中は常に在留力ードを携帯する義務 および「出入国管理及び難民認定法」に基づき、必要な手続きを行う必要があります。

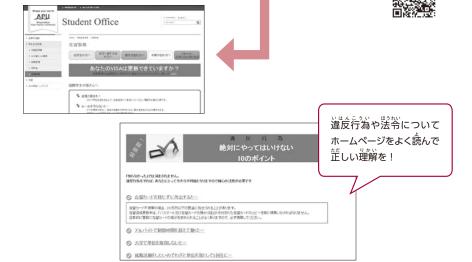
\*\*をいりゅう うらめん じゅうしょなど じぶん きにゅう ばあい むこう ※でんい きにゅう ※を留力一ドの裏面は住所等を自分で記入した場合、無効となりますので、絶対に記入しないでください。

## でいりゅうしかく にゅうかんほう ただ りかい ひつよう **在 留資格、入管法について正しい理解が必要です**

ルールを守らないと、在留期間の更新や資格外活動許可が不許可になったり、国外退去処分になる場合があります。APUで学生生活を送るうたで在留資格や活動許可が不許可になったり、国外退去処分になる場合があります。APUで学生生活を送るうたで在留資格や入管法について正しく理解することが必要です。

ชับมูล วิโมช์ โลววิสัน ชั่งโอชี ราวว่ 在留資格の詳細、各種手続きについては、スチューデント・オフィスのホームページを確認してください。

https://www.apu.ac.jp/studentsupport/page/content0280.html/



在留資格に関し、スチューデント・オフィスから電話、Eメール、キャンパスターミナルの「あなた宛の重要なお知らせ」などで重要な運絡をする場合があります。がず定期的に確認し、早急に対応しの要な手続き等を確実に行ってください。

#### じゅうよう ざいりゅうきかんこうしん たんいしゅうとく 【重要!】在留期間更新と単位修得について

リロンダインの滞在目的は、教育を受けること、および学業に専合会することです。文部科学省は、学業成績の良好でない者に対する厳格な指導を徹底するよう、大学に対し要請しています。
在留資格「留学」の期間更新をする際、地方国在留管理局で単位修得状況が審査されますので、
をとメスターで単位をきちんと修得できているかが非常に重要となります。取得単位数が少ないと、
在留期間更新ができず、APUでの学習を続けることができませんので退学となってしまいます。
最低限の自安として、在留期間の更新時に単位登録上限の約70%を超えて取得できていることが
を求められます。

#### かくしゅてつづき とどけで 各種手続・届出について

### 《在留期間の更新》

※個人で直接、出入国在留管理局(以下入管)に行き手続きを行うことはできません。

更新手続はスチューデント・オフィスをとおして単請します。

មົ請時期が近づいたらキャンパスターミナルの「あなた気のお知らせ」に矩請方法の繁的を送りますので、 登賞怒ず指定された提出期限までにAPU manabaに提出してください。 発行に時間を受する警難が必要 になる場合があるので、条裕を持って手続きを行ってください。

提出道射日を特らず社留期限までに必要手続きを行わなかった場合、空法常在となり目本からの強制 退去処分(5年間の公国不可)となります。

## (在留カードを紛失した場合)

パスポートを持参の主、前荷警察署で紛失儀臣の証明書(紛失物詳絶が明記されていないものは本句)をもらってから、パスポートと顔写真(縦 4 m×横 3 m、提出前 3 が月以内に撮影されたもの、メガネ本句)を持って気管で在當カード発行性請を行ってください。 新しい在當カードが交付されたら、 窓 ずスチューデント・オフィスにその曾を単し出てください。

## 〈転居をして住所が変更になった場合〉

しゃくしょ じゅうしょへんこう てっっ まこな 市役所で住所変更手続きを行ってください。

\*\*自分で裏書した場合は在留カードが無効となるので、必ず市役所で手続きを行ってください

#### じゅうしょいがい なまえ こくせきなど こうもく へんこう ばぁぃ 〈住所以外(名前や国籍等)の項目が変更になった場合〉

「大管に行き、必要な手続きを持つてください。変更後、新しい作品的カードが交付されたらスチューデント・オフィスでも確認を行いますので、来室し変更の旨を報告してください。

#### いちじきこく かいがいりょこう 一時帰国、海外旅行などで日本を一時的に離れる場合

「日本を出国する際に出発空港で日本に再入国する意思を表明する必要があります。出国時に、空港や空港の出国審査場に設置されている「再入国出入国記録EDカード」に必ず下記のいずれかにチェックをしてください。

## 【再入国を希望する方は】

- □ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。
- - □ 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。



引用: 入国管理局リーフレットおよびホームページ (http://www.immi-moj.go.jp/re-ed/)

- \*\*再入国を希望する場合、正しいだけにチェックをしなければ、留学の在留資格が取り消され、日本への再入国ができなくなります。注意してください。
- \*\*\*・「大学・・記学により旨なと出資する場合は、「学学・記学により自なと出資する場合は、「一時的な出資であり、有法国する予定です」にチェックを入れずに、空港の出資審査時に遊ず留学ビザをキャンセルする管を伝え、在留力ードに流を開けてもらってください。新しい在留資格は復学時に単し込むことになります。

## さいにゅうこく さい ちゅうい (再入国の際の注意)

まりにゅうこく 再入国するときは、出国時のEDカードを審査官に見せる必要があります。

パスポートを更新した場合は、入国審査の時に必ず古いパスポートを在留カードも審査官に見せてください。

## しかくがいかつどうきょか しんせい 資格外活動許可の申請

国際学生のみなさんは、大学で教育を受けるという首的で日本への滞在が許可されています。したがって 日本国内でのアルバイト(TAなど、収入をともなう学内の活動を含む)、インターンシップ、謝礼を得る 地域交流など、教育を受ける首的以外の活動をする場合、必ず事前に出て、国在留管理局(以下に管 より資格外活動の許可を得た上で、許可された範囲内でのみ就労が認められています。

し資格外活動計句の手続きを行わなければ、常法就強行に談当してしまい、 国外選去の対象となりますので、 必ず事前に時請してください(アルバイト党やインターンシップ党が負体的に決まっていない場合も 時請できます)。

## しんせいほうほう

しんせいしょない 申請書類をアルバイトセンターのホームページでダウンロードし、必要事項を記入の上、スチューデ ント・オフィスに提出してください。

- ※個人で直接、入管で手続きを行うことはできません。
- \*\*5回生以上は、申請できません (学業に集中して少しでも早く卒業する必要があるため)。

### (審査期間)

申請から交付まで約3~4週間かかります。

※申請中、パスポートと在留カードは返却できません。

。 帰省や旅行などで海外へ出国する場合は、パスポートが必要となるため、スケジュールに注意し 余裕をもって悼譜してください。

## 〈申請中の留意点〉

上でいます。 中請中は、パスポート、で出まうードの代わりに身分を証明するものとして、在留カードのコピーが添付された「パスポート茂が在留カードの預かり証」を常に携帯することが義務付けられます。

資格外活動許可で認められている就勞時間については109ページを参照してください。 風格関連営業が行われる場所でのアルバイトは禁止されています。茶缸送鹽・罰釜・戀後などの 処分を受けますので絶対にしないでください。